

令和6年 第41回たかさき北人権プラザ文化祭開催のご案内

毎年恒例となっている文化祭ですが、芸能系サークル減少のため、利用者の皆様と相談のうえで、今年も作品展のみの開催といたします。ご理解をお願いいたします。

■ 開催日程：11月15日（金）～17日（日）

午前9時～午後4時（最終日は午後1時まで）

■ 展示内容：木目込み人形・水彩画・生け花・俳句



12月4日～10日は人権週間です。



昭和23年（1948年）12月10日の国際連合第3回総会において「世界人権宣言」が採択されました。そのことを記念して、昭和24年（1949年）に法務省と全国人権擁護委員会連合会が、12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開することとし、今年で76回目を迎えます。

皆様もこの機会に今一度、人権について考えてみていただけたら幸いです。

たかさき北人権プラザにおいても、人権の大切さを踏まえ、人権意識の高揚と人権課題の解決に向けた事業を展開してまいりますので、皆様のご理解・ご協力を願いいたします。



「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について」

令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。今回はこの法律についてご説明いたします。

目的・基本理念は「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家族関係破綻など複雑化、多様化、複合化、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題です。

こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築します。

民間団体との「協働」による支援とは、支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援。⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援となっています。

困難な問題を抱える女性が幸せになれるようになるといいですね。

相談事業のご案内



たかさき北人権プラザでは、生活の中で起こった人権問題の解決に向け、相談を受け付けています。

★電話番号 027-372-6921

★受付時間 午前9時から午後4時まで(平日)

※面接をご希望の場合は予約をお願いします。



人権侵害に関するご相談

人権に関する相談は何でも みんなの人権 110番
(ナビダイヤル 0570-003-110)

この電話は、おかげになった場所の最寄りの法務局・
地方法務局につながります。

たかさき北人権プラザ 交通のご案内



【駐車場】約20台

【バス】関越交通バス

高崎駅西口バスターミナル5番

渋川駅行き又は群馬温泉行き

《福島》バス停下車（徒歩8分）

ぐるりん こうづけ国分寺線

《中泉団地南》バス停下車

300メートル（徒歩6分）